

## 滋賀県議会議長賞交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、議長が滋賀県議会議長賞（以下「議長賞」という。）を交付する場合の基準および手続を定め、事務の適正な処理を図ることを目的とする。

### (交付基準)

第2条 議長賞は、次の要件を満たす個人または団体に交付することができる。

- (1) 県下全域あるいは複数の市町を対象とした産業、教育、文化、スポーツ等の振興に資する審査会、品評会、コンクール、競技会等（「以下「行事等」という。）においてその成績が高く評価されるもの。
  - (2) その他知事賞が交付されるなど他の模範として推奨するに足ると議長が判断されるもの。
- 2 議長賞は、行事等が営利を目的としたものであるとき、公共の福祉に反するものであると認められるときその他不適當であると認められるときは、交付しないものとする。

### (交付の方法)

第3条 議長賞の交付は、個人にあつては本人に、団体にあつてはその代表者に賞状を授与して行う。

- 2 特に必要があると認められるときは、前項の規定に関わらず、賞状にかえて盾その他成績を顕彰するに足るものを交付することができる。
- 3 副賞の贈呈は、行わない。ただし、必要があると認められるときに限り、これを行うことができる。

### (申請および承認)

第4条 行事等の主催者が、議長賞の交付を受けようとする場合は、申請書（別記様式第1号）を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、議長賞の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を受けた行事等の主催者は、行事等を中止しようとするとき、または行事等の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは議長に報告し、あらかじめ承認を受けなければならない。

### (報告)

第5条 前条第2項の規定により承認を受けた行事等の主催者は、行事等が終了したときは、行事等の内容を記載した報告書（別記様式第2号）を議長に提出しなければならない。

### 付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。